

**補助金事業における
他者のトランジションに資金供給する金融機関（Enabler）による
トランジション・ファイナンス調達の考え方について**

**経済産業省 環境経済室
2023年2月**

Enablerによるトランジション・ファイナンス調達について

- 基本指針の策定、分野別技術ロードマップの策定、モデル事業の実施等を通じて、主要な多排出セクターにおけるトランジション・ファイナンスの事例が創出されてきたところ。今後は、さらに多様な規模・セクター等の案件の創出が期待されるところ。
- 新たなトランジション・ファイナンスに対する具体的なニーズとして、すでに**金融機関等がEnablerとして主導する資金調達&資金供給のケースが上がっている。**
- 本資料はこうしたケースについて想定される資金供給スキームの類型化と、補助金事業におけるそれぞれの評価について整理したものの。

クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針 (中略)

トランジション・ファイナンスで資金調達する主体は、①脱炭素に向けた目標を掲げ、その達成に向けた戦略・計画を策定しており、戦略・計画に即した取組を実施するための原資を調達する主体及び、②**他者の脱炭素化に向けたトランジションを可能にするための活動(投融資を含む)**の原資を調達する主体となる。

ICMA HandBook Related questions

10. How would this guidance be applied by financial institutions who may not necessarily have a transition plan of their own but may be involved in financing transitions made by clients they provide financial services to?

本ガイダンスは、**必ずしも自身のトランジション計画を持っているわけではないが、金融サービスの提供を通じて顧客のトランジションに向けた取組に資金供給をしている金融機関**にはどのように適用されるか？

- Each of the recommendations in the Handbook can be applied by financiers extending debt to underlying projects. In such cases, the financier should articulate the how the underlying projects themselves fit into the project owner's climate transition objectives and strategy. 11. Are science-based targets the same as the Nationally Determined Contributions as
- **対象となるプロジェクトに投融資を行っている資金提供者は本ハンドブックにある推奨事項を、いずれも適用することができる。**この場合、資金提供者は対象となるプロジェクト自体がプロジェクト・オーナーのクライメート・トランジション目標と戦略にどのように適合しているかを、明確に説明すべきである。

■ Enablerとして想定される資金調達・資金供給プレイヤー

✓ 銀行、生保・損保、事業金融会社（含む投資ファンド）、リース会社

※事業会社（持株会社、金融子会社等）が調達し、グループ内で転貸するケースも考えられるがEnablerではなく、グループ戦略の中で判断されるため対象外。

補助金事業の対象とするケースについて

- 基本指針や ICMAハンドブックにおいては、上述のとおり、Enabler自身に戦略が無くともトランジション・ファイナンスとして資金調達することを否定していないが、**経済産業省としてはEnabler自身も戦略を持ち、資金供給者として付加価値を提供することを期待。**
- 一方でトランジション・ファイナンスの裾野拡大に向けては**Enablerは重要なプレイヤー**。**Enablerが具体的な案件を通じて知見を高め、戦略を策定していくことも想定される**ことから、本補助金事業においては、**Enabler自身に戦略が無い場合にも、将来的な戦略策定を前提に、採択可否を判断（下記の個別協議）**する。

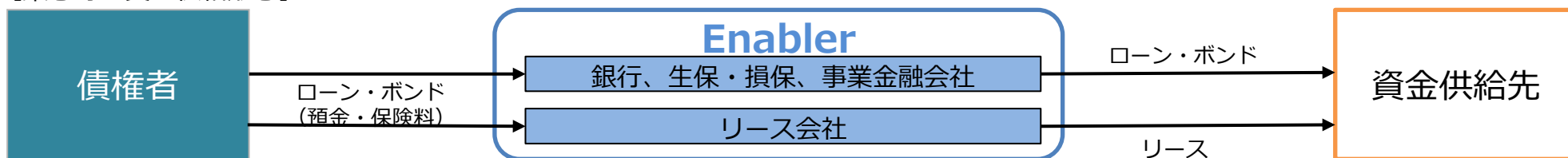
■ 想定ケース

- ✓ リースとそれ以外の金融サービスで資金供給の形態に差はあるが、業態に関係なくいずれかに分類される。本補助金事業において対象とするケースは以下の通り。リースの場合、設備利用者の排出量がEnablerに移転し、見せかけの削減とならないことが前提。
- ✓ 補助金審査では、資金供給先におけるトランジション・ファイナンスの適格性及びEnablerのトランジション戦略について確認する。

		Enabler自身に戦略あり（4要素充足）		Enabler自身に戦略なし（4要素未充足）	
		Enablerの評価プロセス（第三者評価有り）	Enablerの評価プロセス（第三者評価無し）	Enablerの評価プロセス（第三者評価有り）	Enablerの評価プロセス（第三者評価無し）
Enablerの調達 資金用途 特定	資金供給先の調達 資金用途 特定 ケース1	補助対象 ◎ リースの既存設備 リースバックは要件あり	×	個別協議 ○ リースの既存設備 リースバックは要件あり	×
	資金供給先の調達 資金用途 不特定 ケース2	リースは▲ リース以外は◎	×	リースは▲ リース以外は○	×
Enablerの調達 資金用途 不特定 ケース3		▲ 最終的な資金の流れを捕捉するハードルが高い	×	—	—

※Enablerの評価プロセス：Enablerとして、資金供給先におけるトランジション・ファイナンスの適格性を評価・判断するプロセス

【業態毎の資金供給形態】

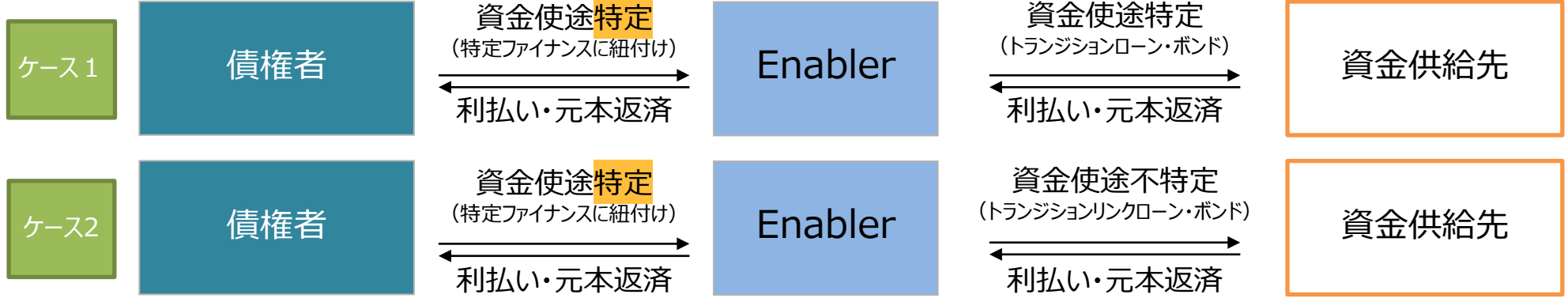


銀行・生損保・事業金融会社の場合

補助対象or個別協議

Enablerの調達資金用途**特定**の場合

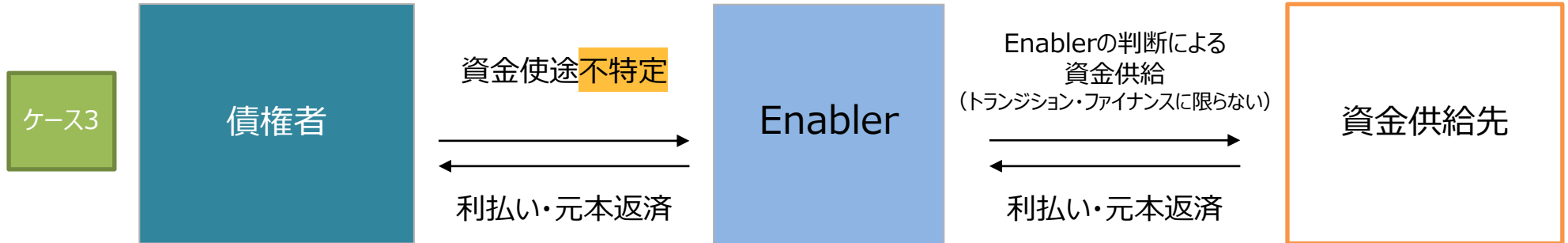
- ✓ 用途特定の場合、適格なトランジションへ資金供給されているか判断する上では、Enablerの戦略有無ではなく、資金供給先のトランジション・ファイナンスとしての適格性が特に重要。この場合、債権者へ資金供給先のトランジション適格性に関する明確な説明が必要。



補助対象外

Enablerの調達資金用途**不特定**の場合

- ✓ 用途不特定の場合、EnablerのKPI（ファイナンスド・エミッション等）のトレースのみでは、適格なトランジションに資金供給されていることを客観的に担保することが難しいといった課題がある。



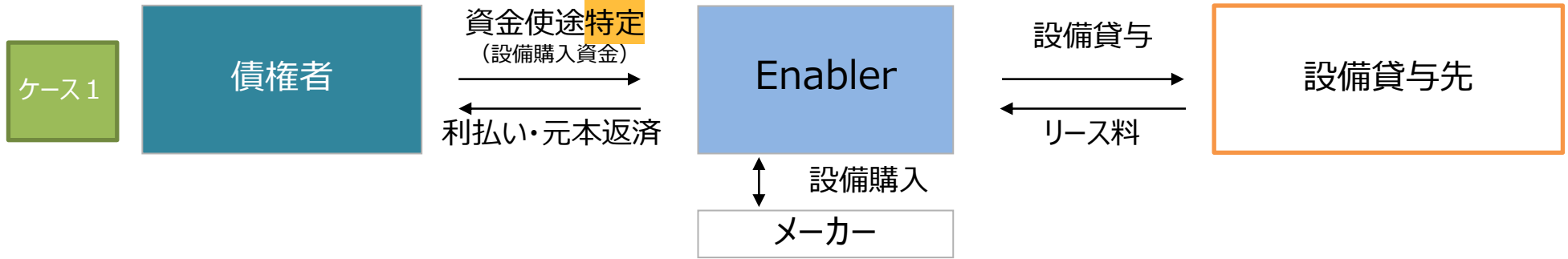
リース会社の場合①

補助対象or個別協議

Enablerの調達資金用途**特定**の場合

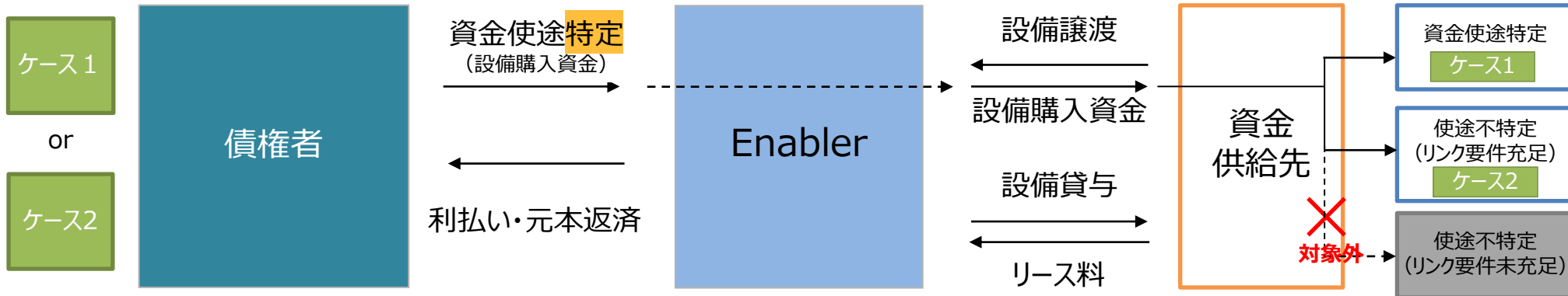
新設（又は新設を目的としたリースバック）の場合

- ✓ 適格なトランジションへ資金供給されているか判断する上では、Enablerの戦略有無ではなく、設備貸与先において、当該設備が適格なトランジション投資であるかが特に重要。この場合、債権者への設備貸与先のトランジション適格性に関する明確な説明が必要。



既存設備のリースバックの場合

- ✓ 既存設備が適格なトランジション資産であることを前提として、設備購入資金の用途を縛ればケース1、用途を縛らずトランジションリンクボンド・ローンと同等の要件を満たす場合にはケース2に該当。ケース1・2ともに設備購入資金が適切にトランジションに使われていることを客観的に判断出来るように担保する必要がある。



リース会社の場合②

補助対象外

Enablerの調達資金使途不特定の場合

- ✓ 使途不特定の場合、EnablerのKPI（リース資産の操業や運用に伴う排出量等）のトレースのみでは、適格なトランジションに資金供給されていることを客観的に判断出来るように担保することが難しいといった課題がある。

